

保育園入所基準 ■基本指数■

番号	保護者の状況		基本指数
	分類	細目	
1	・居宅外就労 ・内定者(入園開始日から7日以内の期間までに就労開始する)	週5日以上かつ1日8時間以上の就労	20
		週5日以上かつ1日6時間以上8時間未満の就労	18
		週5日以上かつ1日4時間以上6時間未満の就労	16
		週3日以上5日未満かつ1日8時間以上の就労	12
		週3日以上5日未満かつ1日6時間以上8時間未満の就労	10
		週3日以上5日未満かつ1日4時間以上6時間未満の就労	8
		上記以外の就労で月48時間以上の就労	6
2	・居宅内就労 ・内定者(入園開始日から7日以内の期間までに就労開始する)	週5日以上かつ1日8時間以上の就労	20
		週5日以上かつ1日6時間以上8時間未満の就労	18
		週5日以上かつ1日4時間以上6時間未満の就労	16
		週3日以上5日未満かつ1日8時間以上の就労	12
		週3日以上5日未満かつ1日6時間以上8時間未満の就労	10
		週3日以上5日未満かつ1日4時間以上6時間未満の就労	8
		上記以外の就労で月48時間以上の就労	6
3	出産	出産予定月を中心に前後2か月(計5か月間)	8
		妊娠初期及び中期に長期間にわたって安静が必要な場合	14
4	病気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合	20
		通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	14
		通院加療を要する場合	8
	障害	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳3級以上	20
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	12
		身体障害者手帳4級	4
5	介護	常時病院、施設等で付添い介護を必要とする場合	20
		常時ではないが病院、施設等で付添いを必要とする場合	12
		日常生活に全面的(食事・排泄・入浴等)介護を必要とする場合	10
		上記以外の場合	6
6	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっている場合	20
7	通学・就学	学校教育法に定める学校や職業訓練施設に通学・通所している場合	※1
8	求職中	求職活動中	2
9	その他	父母の死亡、離婚、行方不明、拘禁等の場合	20
		児童福祉の観点から村長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合	※2

※1 居宅外就労の細目及び基本指数と同様とする。

※2 当該児童、世帯の状況に応じて別途判断する。

※3 申込要件(分類)に複数該当する場合は、主たる要件の基本指数を適用する。

※4 居宅外就労、居宅内就労は3ヶ月以上の勤務実績があり、かつ就業時間に見合った給与等(東京都の最低賃金を基本とします)が支給されていること。原則として時給又は東京都の最低賃金で収入を割りかえて勤務時間を算出する。ただし、算出した時間が雇用(予定)証明書等に記載されている勤務時間を超える場合は、雇用(予定)証明書等の勤務時間で認定する。

※5 入園申込締切日現在、給与明細等で確認できる1ヶ月以上の実績がない者、雇用(予定)証明書等に記載された就労時間と収入が不一致の者も原則として就労内定とする。

※6 求職中の保育園の利用期間は3ヶ月以内とする。

※7 就労は、継続的に収入を伴う労働をいう。無収入の労働は就労とみなさない。

■調整指数■

加算・減算となる要件		指数
番号	条件	
1	父母ともに身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級	+6
2	父または母が身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～4級	+4
3	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡等）に該当し、かつ申込児童の居所の近隣に当該児童を監護するものがないとき	+10
4	ひとり親家庭（離婚、未婚、死亡等）に該当するとき	+3
5	父母ともに不存在（長期入院を含む）	+6
6	父または母が不存在（長期入院を含む）で同居者が不在	+4
7	父または母が不存在（長期入院を含む）で同居者が存在	+3
8	同一世帯の同居者に、常時日常生活のすべてにわたり、介護が必要な者がいる	+4
9	父または母が単身赴任の場合（自営業等を除く）	+2
10	多胎児での申込みの場合	+1
11	育児休業からの復職時の再申請	+2
12	児童福祉法の観点から、特に配慮が必要と判断される場合	+3
13	同居の親族等が、補完的な保育にあたる場合	-1
14	同一世帯内に保育園利用申込みをしていない（保育園入園前）兄弟姉妹がいる	-2
15	就労実績及び収入実績に整合性がないと判断される場合 （東京都最低賃金を基に算定）	-6
16	居宅外就労者で自営代表者	-2
17	親族が経営している会社に雇用されている者	-3
18	主たる就労先が自宅と同一、または近接している。（居宅内就労者）自営業代表	-3
19	主たる就労先が自宅と同一または近接している（居宅内就労者）自営業代表者以外	-4

※令和3年度4月入所選考から適用。

※入所基準は年度ごとに見直しいたします。

■優先順位■

選考指数が同一になった場合の優先順位

順位	内容
1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯（虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要と認められる場合等）
2	保護者のいずれかの分類が不存在である
3	保護者のいずれかが単身赴任中で、かつ入園希望日以降もその状態が継続する予定である※1
4	同居親族に身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている者がいる、または要介護者の認定を受けている者がいる場合（保護者、申込児童は除く）
5	保護者が保育士として、村内の保育施設等に月120時間以上勤務している場合
6	前年度の住民税が非課税である世帯
7	父母の基本指数の合計が高い世帯
8	母の基本指数が高い世帯（父子世帯の場合は父の基本指数）
9	保護者の分類が就労である※3 細目の優先順位は、①外勤②居宅外自営③居宅内自営④内職の順とする
10	保護者の分類が以下に該当する※3 優先順位は、①出産②妊娠③疾病、負傷④障害⑤介護、養護⑥災害復旧⑦求職活動⑧就学。職業訓練の順とする
11	新規入園申込みである
12	養育している子どもの（18歳未満）の人数が多い世帯
13	保育料の滞納がない世帯
14	経済的困窮度の高い世帯（保護者の前年度の住民税の合計額が低い世帯）※2
15	小笠原村に引き続き居住（住民登録）している期間が長い世帯

※1 単身赴任は上記に該当する旨を勤務先が証明する場合に限る

※2 前年度住民税未申告または課税額が確認できない場合は最下位とする

※3 保護者は、母を先に参照し、その順位が同位の場合は父の順位を参照する